

加熱式たばこの喫煙も 喫煙所をご利用ください

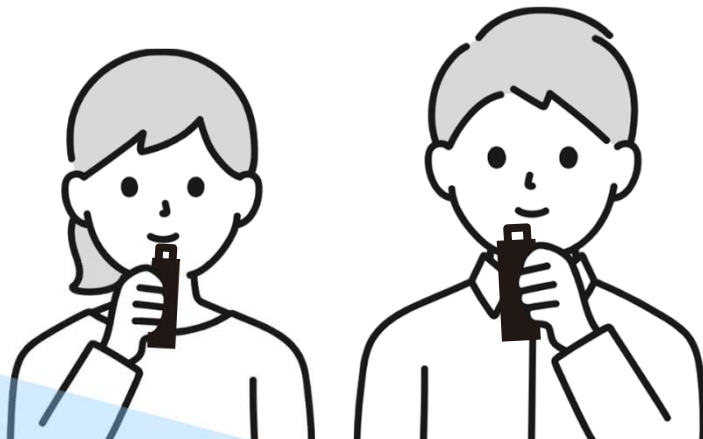
「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」の一部が改正されました。
(令和3年10月1日施行)

港区は、たばこを吸う人も吸わない人も快適に過ごせるまちを目指し、みなとタバコルールを推進しています。

改正条例では、加熱式たばこの喫煙も規制の対象です。

条例改正内容について、詳しくは区ホームページをご覧ください。

喫煙はルールとマナーと思いやり。
港区からのお願いです。



SMOKING
AREA

条例改正内容について



港区指定喫煙場所一覧

